　　　小型除雪機購入費補助金交付事業概要

1. 事前申請

申請書（様式第１号）と必要書類を仁多庁舎福祉事務所または横田庁舎税務課へ提出してください。

　【必要書類】

１）見積書

２）カタログ

３）除雪機保管場所位置図

４）その他町長が必要と認める書類

1. 補助金交付決定

補助金の交付が決定したら決定通知書（様式第２号）を送付いたします

1. 変更申請（交付決定後）

補助金の交付が決定した後、下記のいずれかに該当する場合は変更交付申請書（様式第３号）と必要書類を福祉事務所または税務課へ提出してください。

* 1. 購入する小型除雪機を変更するとき
  2. 補助金額が増額になるとき
  3. その他補助対象事業について重要な変更をするとき

　【必要書類】

１）変更内容が確認できるもの

２）その他町長が必要と認める書類

　　変更決定後、変更交付決定通知書（様式第４号）を自治会長・各団体の代表者宛てに送付いたします。

1. 実績報告

以下の日までに実績報告書（様式第５号）と必要書類を福祉事務所または税務課へ提出してください。

* 1. 事業が完了した日から３０日を経過する日
  2. 当該年度の末日

①，②のいずれか早い日に提出してください。

　【必要書類】

１）補助対象経費に係る領収書等の写し

２）購入した除雪機の写真（型番等のわかるもの）

３）その他町長が必要と認める書類

1. 交付額の確定

　交付決定の内容や条件に適合すると認められた場合、補助金確定通知書（様式第６号）を送付します。

1. 補助金の請求

　請求書（様式第７号）を福祉事務所または税務課へ提出してください。

７．その他

・補助金により取得した小型除雪機は、取得した日から起算して10年を経過するまでの間は、譲渡・交換・破棄等しないでください。

・町のHPに申請書一式や要綱などを載せておりますので、ご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、奥出雲町福祉事務所にお問合せください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　お問合せ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奥出雲町福祉事務所生活支援係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：０８５４－５４－２５４１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　有線：３１－５０００（内線：５３７２）